

## 取 扱 基 準

名 称	男性の育児休業取得促進事業奨励金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	男性の育児参加を促進し、仕事と家庭生活のよりよいバランスをとるとともに、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、取得者本人に奨励金を支給する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	・育児休業を取得した男性労働者（1か月以上）170人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人であるため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内容	特定の経費を補助対象とするものではなく、男性の育児休業取得を促進するためのインセンティブとして支給するもの。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・育児休業を取得した男性労働者（1か月以上）20万円  <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 他県の制度を参考に算定
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者が個人であるため、補助事業者による情報の公表は行いません。
	〔媒体〕
担当部署	市民生活部 男女共同参画課 電 話 025-226-1061 e-mail danjo@city.niigata.lg.jp